

(公売公告別紙 2)

広島国税局と条件付合同公売で実施します。

売却区分番号	下 7 － 1	見積価格	9 1 7 , 0 0 0 円		
		公売保証金	1 0 0 , 0 0 0 円		
財産の表示 (対象物件)	1	所在地番地目地積	下松市大字西豊井 183番5 宅地 67.01平方メートル		
	2	所在地番地目地積	下松市大字西豊井 183番6 宅地 69.11平方メートル		
	3	所在地番地目地積	下松市大字西豊井 183番7 宅地 15.34平方メートル		
	以上、登記簿による表示				
物件の位置	J R 山陽本線 下松駅 北東約 6 0 0 メートル 徒歩約 1 0 分(自動車で計測1.1キロメートル)				
住居表示	住居表示未実施地区				
公法上の規制	市街化区域・第一種住居地域（建ぺい率：6 0 %、容積率：2 0 0 %）				
土地の状況	接道状況		南側で建築基準法第42条第2項道路（幅員約2メートル・舗装）に接する。公売財産 1 は中心セットバックを要する。		
	地 勢		敷地内に井戸がある。		
	間口・奥行		間口 約 6 メートル、 奥行 約 8 メートル		
	形 状		不整形地		
建物の状況	なし				
使用状況等	雑草が生い茂っている。一部舗装された部分がある。引き込み用の電柱と支柱が各 1 本ある。				
特記事項	入札に際しては、下松市宛の入札書・広島国税局宛の入札書・条件付合同公売財産入札用計算書を組みにして、広島国税局に提出する必要がある。 公売財産 1 から 3 は、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。				
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価格をもって行う。				
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。 名称、数量等は登記簿による表示です。 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（市）は担保責任を負いません。 執行機関（市）は、公有財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要がある、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。				

(公売公告別紙 2)

広島国税局と条件付合同公売で実施します。

売却区分番号	下 7 － 1	見積価格	9 1 7 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 0 0 , 0 0 0 円
	買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。 個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。		
陳述書の提出	不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。 ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号（定義）に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること。 ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。 なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。		

売却区分番号

下7-1



売却区分番号

下7-1

下松市公売財産

令和7年6月撮影

※写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
※個人情報保護のため、一部加工しています。

下松市公売財産

令和7年6月撮影

※写真の線はおおむねの位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
※個人情報保護のため、一部加工しています。